



気になる薬剤師情報

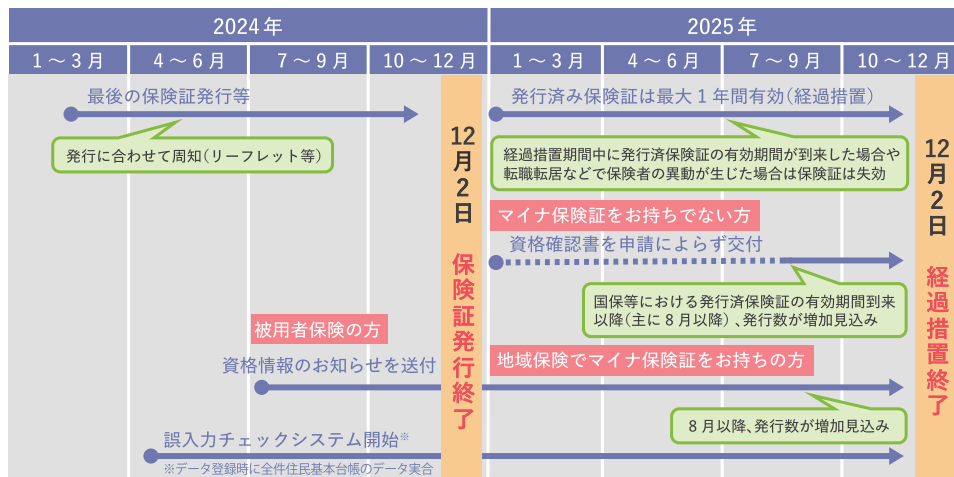
医療DXの進化 ～マイナ保険証の利用促進に向けて～

デジタル技術の進展は、社会全体に大きな変化をもたらしています。中でも、医療分野における医療DXは急速に進んでおり、特に注目を集めているのがマイナ保険証の普及です。医療DXは、効率的な診療やスムーズな医療サービスの提供が期待されているだけでなく、患者さんにとっても、手続きの簡素化や医療情報の一元管理による利便性の向上が期待されています。

Question

マイナ保険証の有効的な活用に向けて、薬局薬剤師にはどのような役割が求められているのでしょうか？

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



現行の保険証の廃止を定めた「マイナンバー法の一部改正法」の施行日が2024年12月2日になることが閣議決定されました。この法律により、現行の保険証の発行が2024年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと切り替わります。発行済みの保険証は廃止されたあとも猶予期間として最大1年間使える一方、マイナ保険証を持っていない方には、現行の保険証の代わりに「資格確認書」が交付されます。

出典：厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」(https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001193993.pdf) を参考に作成

薬局に求められる取り組み

医療DX推進体制整備加算			
2024年 6～9月	2024年 10月～		
医療DX推進体制整備加算(調剤) 4点 ※初診時に所定点数を加算	医療DX推進体制整備加算1(調剤) 7点 [施設基準(医科医療機関)](要旨) マイナンバーカードの健康保険証利用について、 十分な実績 を有していること。	医療DX推進体制整備加算2(調剤) 6点 [施設基準(医科医療機関)](要旨) マイナンバーカードの健康保険証利用について、 必要な実績 を有していること。	医療DX推進体制整備加算3(調剤) 4点 [施設基準(医科医療機関)](要旨) マイナンバーカードの健康保険証利用について、 実績 を有していること。
マイナ保険証利用率			
利用率実績	2024年 7・8月～	2024年 10・11月～	
適用時期	2024年 10～12月	2025年 1～3月	
加算1	15%	30%	
加算2	10%	20%	
加算3	5%	10%	

マイナ保険証の利用実績が低い医療機関・薬局に対する個別アプローチ

- マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関・薬局の中には、患者さんがマイナ保険証を使う機会を奪っていることも考えられ、その場合には、療養担当規則違反となるおそれがある
- マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関・薬局に対しては、マイナ保険証の利用促進に当たり、困っている場合の支援や地方厚生局が個別に事情を確認する等の働きかけを実施
- 10月から医療DX推進体制整備加算の最低利用率が適用されたことも踏まえ、窓口でのマイナ保険証の声かけ等の更なる利用促進の取り組みを改めて呼びかけていく

出典：厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」(https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001297341.pdf) 厚生労働省「医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて」(https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf) を参考に作成

2024年10月以降は、左記のマイナ保険証の利用実績数に応じて算定できる点数が異なる仕様へと変更になりました。また医療DX推進体制整備加算1・2の算定の際には、マイナポータルでの医療情報に基づき、患者さんからの健康管理に係る相談に応じることも要件の1つとして追加されています。同時に厚生労働省はマイナ保険証の更なる利用促進に関する取り組みを実施予定です。具体的な取り組みとしては、マイナ保険証の利用実績が低い医療機関・薬局に対する個別アプローチやマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を見据えた周知広報が挙げられています。

マイナ保険証利用のメリット



データに基づくより良い医療が受けられる

- 受診時・調剤時にマイナンバーカードを使用し、情報提供に同意することで、過去の薬や特定健診情報を医師や薬剤師へ簡単に共有できる
- お薬手帳が手元にない場合や初診でもスムーズに情報を共有できる



手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

- マイナンバーカードを保険証として使うと、「限度額適用認定証」がなくても、高額療養費制度の上限額以上の支払いが不要になる



マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

- マイナポータルとe-Taxを連携することで、医療費通知情報が自動入力され、医療費の領収書を保管する必要がなくなり、医療費控除の申請が簡単になる

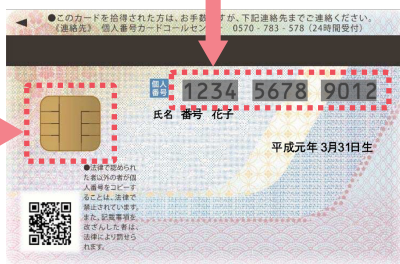
マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、いつもの通院だけでなく、その他の場面でも様々なメリットがあります。具体的には「データに基づくより良い医療が受けられること」、「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除できること」、「マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできること」などが挙げられます。マイナ保険証のメリットについて薬剤師から患者さんへお伝えし、患者さん自身がしっかりと理解することで利用が進み、データ入力や情報共有など医療機関や薬局での負担軽減も期待できます。

出典：厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)を参考に作成

マイナンバーカードの安全性

マイナンバーを見られても
個人情報盗まれません

✓マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。



マイナンバーカードは、顔写真付きのため、仮に紛失しても第三者が容易になりすますことはできません。同時にマイナンバーカードには、文字をレーザーにより彫り込むとともに、複雑な彩紋パターンを施すなどの特殊加工を施しており、顔写真を含めた券面の偽造を困難にしています。またマイナンバーカードに搭載されている IC チップには、税金や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。IC チップを読み取る際には、数字4桁のパスワードが必要であり、一定回数間違えるとロックがかかる仕様になっています。薬局でもこれらの安全性を患者さんに伝えることで、マイナンバーカードの利用推進につなげることができるとでしょう。

なりすましはできません

✓顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い個人情報
情報は入っていません

✓IC チップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

万全のセキュリティ対策

紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178) までご連絡を。



アプリ毎に暗証番号
を設定し、一定回数
間違えると機能ロック



不正に情報を読み出そう
とすると、ICチップ
が壊れる仕組み



出典：厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001297341.pdf>)を参考に作成

Answer

マイナ保険証の有効的な活用に向けて、利便性や安全性を患者さんに適切に伝える役割が求められています

医療関係者向け Web サイトでは詳しい解説を動画で配信しています。
メニュー「トピックス」よりご覧いただけます。

